

## 東京都済生会中央病院倫理審査委員会規程

### (目的および設置)

第1条 東京都済生会中央病院（以下「当院」という。）で行われる医療行為が、世界医師会「ヘルシンキ宣言」（2013年）、「医の倫理マニュアル」（2005年）、日本医師会「医の倫理綱領」（2000年）、および当院「医師勤務手引き」（2010年）等の倫理規範に即して適切に実施され、患者の人権および生命の尊厳の擁護に寄与することを目的に、当院に倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 医療行為における倫理（以下「医療倫理」という。）の審査
- (2) 医療倫理の方針およびガイドラインなどの作成と改訂
- (3) 医療倫理の教育および研修の企画、立案、実施

### (組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当院副院長
- (2) 当院事務長
- (3) 当院の2つ以上の職域の職員（以下「内部委員」という。）、複数名
- (4) 当院に所属せず、人文・社会科学の有識者または一般の立場から意見を述べることができる者（以下「外部委員」という。）、若干名

### (委員長、副委員長、委員)

第4条 委員会に委員長、副委員長を置く。

2. 委員長および副委員長は、当院病院長（以下「病院長」という。）が指名する。
3. 内部委員は、委員長が選任する。
4. 外部委員は、経営会議の議を経て病院長が委嘱する。
5. 委員は、男女両性で構成するものとする。
6. 委員の任期は1年間とする。ただし再任を妨げない。

7. 委員長は、必要と認めたときに委員以外の者の委員会への出席を求め、専門的立場からの説明や意見を聞くことができる。
8. 委員長は、必要に応じ委員会を招集しその議長となる。
9. 委員長に事故等がある時は、副委員長がその職務を代理する。

#### (会議の成立および議決)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立するものとする。ただし1名以上の外部委員が出席していなければならない。

2. 医療倫理の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第6条に掲げる審査の申請を行わなければならない。申請者は委員会に出席するとともに、申請内容等について説明し意見を述べることができる。

3. 審査の議決は、出席委員全員の合意を原則とする。ただし委員長が必要と認める場合は、多数決をもって議決することができる。なお委員自身が申請者である場合には、当該審査の議決に加わることはできない。

4. 委員長は、軽易と判断する事項の審査について副委員長との協議により、委員会を招集せず委員への書類回覧等により議決に代えることができる。

#### (審査の申請)

第6条 申請者は、第2条(1)に関わり委員会の審査を仰ぐ必要がある事案が発生した場合に、委員長に「医療倫理審査申請書」（様式1）を提出する。

2. 委員長は、前項の申請を受理した時には、速やかに委員会に審査を付託するものとする。

#### (臨床倫理小委員会の設置)

第7条 委員会に臨床倫理小委員会を置く。

2. 委員長は、第2条(1)に該当する事案の審査について緊急性があると判断した場合や、審査前においても協議を行う必要があると判断した際には、第6条第2項の規定に関わらず「東京都済生会中央病院臨床倫理小委員会規程」に基づき「臨床倫理コンサルテーションチーム」を設置し、対応を付託することができる。

3. 委員会は、臨床倫理コンサルテーションチームから対応の経過又は結果について「臨床倫理コンサルテーションに関する経過又は結果報告書」（様式2）により報告を受ける。

#### (審査等の通知)

第8条 委員長は、委員会の審査内容についてないしは第7条第3項の規定によ

る臨床倫理コンサルテーションチームに付託した内容に関わる審査結果について、「医療倫理審査結果通知書」（様式3）により申請者に通知するものとする。

2. 前項の通知にあたっては、審査結果の理由を付記するものとする。

（経過または結果の報告）

第9条 委員長は、委員会で審査された事案の経過および結果、ないしは臨床倫理コンサルテーションチームに付託した内容に関わる審査結果について、「医療倫理審査に関する経過又は結果報告書」（様式4）により、病院長に速やかに報告するものとする。

（記録等の公開）

第10条 委員会は、委員会の組織、運営、審査の経過と議決、および議事の概略について原則として公開する。ただし、個人のプライバシーなどに支障が生じる恐れがある場合は、非公開とすることができる。

（委員等の守秘義務）

第11条 委員会の出席者は、委員会で知りえた機密について一切これを漏らしてはならない。これは、その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第12条 委員会の庶務は、当院総務課秘書担当において行う。

（雑則）

第13条 この規程に含めるもののほか、委員会に関し必要な事項を委員長が別に定める。

（附則）

この規定は平成8年6月1日から施行する。

平成9年11月1日一部改正

平成17年6月1日一部改正

平成19年3月31日一部改正

平成21年7月16日一部改正

平成27年10月16日一部改正